

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 広島県呉市広多賀谷一丁目9番30号

氏名 株式会社 こつこー  
代表取締役 槙岡 達也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

呉市長 新原芳明



許可の年月日 令和7年7月9日  
 許可の有効年月日 令和14年7月8日

## 1. 事業の範囲

## 事業の区分

収集運搬（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及びがれき類の積替え・保管行為を含む。）

## 産業廃棄物の種類

- ・燃え殻（判定基準に適合しないものを除く。）
- ・汚泥（判定基準に適合しないものを除く。）
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類（廃プリント配線板及び廃容器包装を含み、自動車等破碎物を除く。）
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・金属くず（廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極及び廃容器包装を含み、鉛製の管又は板及び自動車等破碎物を除く。）
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃プラウン管、廃石膏ボード及び廃容器包装を含み、自動車等破碎物を除く。）
- ・鉱さい
- ・がれき類
- ・ばいじん（判定基準に適合しないものを除く。）  
(これらの中、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含み、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ  
裏面記載のとおり3. 許可の条件  
余白4. 許可の更新又は変更の状況  
令和7年7月30日 更新許可（優良認定）

## 5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

—有—・無

備考

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所 在 地	面 積	産業廃棄物の種類	保管上限	積み上げ高さ
吳市広多賀谷一丁目 9番30号	60.0 m <sup>2</sup>	廃プラスチック類（廃プリント配線板を含み、廃容器包装及び自動車等破碎物を除く。） 金属くず（廃プリント配線板を含み、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃容器包装及び自動車等破碎物を除く。） ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃グラウン管、廃石膏ボード、廃容器包装及び自動車等破碎物を除く。）	5.4 m <sup>3</sup>	屋内容器保管
	12.0 m <sup>2</sup>	汚泥 廃プラスチック類（廃プリント配線板を含み、廃容器包装及び自動車等破碎物を除く。） 金属くず（廃プリント配線板を含み、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃容器包装及び自動車等破碎物を除く。）	10.8 m <sup>3</sup>	屋内容器保管
	0.36 m <sup>2</sup>	廃油	0.2 m <sup>3</sup>	屋内容器保管
	0.72 m <sup>2</sup>	廃酸	0.4 m <sup>3</sup>	屋内容器保管
	0.72 m <sup>2</sup>	廃アルカリ	0.4 m <sup>3</sup>	屋内容器保管
	9.0 m <sup>2</sup>	廃プラスチック類 (廃プリント配線板、廃容器包装及び自動車等破碎物を除く。)	9 m <sup>3</sup>	屋内容器保管
吳市昭和町11番1号 (日本製鉄(株)瀬戸内 製鉄所 吳地区内)	23.6 m <sup>2</sup>	がれき類	36.7 m <sup>3</sup>	3.5 m

以下余白